

**令和6年度第1回
建物解体条件付き
市有地売払一般競争入札
実施要領**

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

広く一般に宇陀市有地を提供する為に売払入札を行いますので、
入札に参加される方は、この要領をよく読み、内容を十分に把握
したうえで、ご参加ください。

宇 陀 市

令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札の主な流れ

令和7年1月31日（金）

①入札の公告

①入札の公告

○宇陀市掲示板、宇陀市公式ホームページに掲示します。



令和7年2月3日（月）

②入札実施要領（申込書）の配布開始

②入札実施要領（申込書）の配布

○入札実施要領（申込書）を市役所本庁舎3階行政経営課、各地域事務所地域市民課で配布します。宇陀市公式ホームページからもダウンロードできます。



令和7年2月3日（月）

～令和7年2月21日（金）
午後5時

③申込の受付

③申込の受付

○申込に必要な書類一式を、返送用切手（620円分）を同封のうえ、最寄りの郵便局から簡易書留で郵送（令和7年2月21日（金）消印有効）するか、又は期日までに市役所本庁舎3階行政経営課まで持参して下さい。



令和7年2月3日（月）

～令和7年2月14日（金）
④質問の受付

④質問の受付

○入札物件に係る質問がある場合は、指定のメールアドレスまで、又は持参により質問書を提出してください。回答は令和7年2月18日（火）に宇陀市公式ホームページにまとめて掲載します。



令和7年2月12日（水）

⑤現地説明会

⑤現地説明会（雨天決行）

○原則参加してください。不参加の場合は現地説明における各種事項について、全て了知されているものとみなします。なお、不参加であっても、入札の参加資格等には一切関係ありません。



～令和7年3月6日（木）

⑥入札参加許可証等の送付

⑥市から入札参加許可証等が郵送されます。

○書類審査の後、入札参加許可証を送付します。
○同時に入札書、入札保証金納入通知書も送付します。



～令和7年3月11日（火）

⑦入札保証金の納付

⑦入札保証金の納付

○⑥で宇陀市より送付された入札保証金納入通知書で、最低入札価格の100分の10に相当する金額を、指定の金融機関において納付して下さい。



令和7年3月10日（月）～

⑧最寄りの郵便局から入札書を郵送

⑧入札書の作成、郵送

○指定の入札書に必要な事項を記入、押印して下さい。
○入札書、入札保証金納付済領収書の写しを同封して、令和7年3月10日（月）以降に、最寄りの郵便局から、令和7年3月19日（水）正午までに大和榛原郵便局に到着するように、大和榛原郵便局留にて簡易書留で郵送して下さい。



令和7年3月19日（水）

午後1時30分

⑨開札会

⑨開札会、落札者決定

○市が指定した者を立ち会わせて開札し、落札者を決定します。
○入札参加者は立会いができます。一般の方も前日までに申し込んでいただくことにより、傍聴することができます。



～令和7年3月28日（金）

**⑩契約保証金の納付
契約の締結（予定）**



**⑪売買代金の残額の支払い
契約締結日から30日以内**



⑫所有権の移転



⑬引渡し



⑭建物等の解体撤去

⑩契約締結

- 売買契約の締結と同時に、契約保証金（売払金額の100分の10に相当する金額）の納付を行ってください。ただし、入札保証金を、全額、契約保証金に充当しますので、実際には入札保証金との差額のための納付となります。
- 宇陀市と落札者で売買契約を締結します。

⑪売買代金の支払い

- 契約締結日から30日以内に、売払代金の残金（落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を除いた金額）を、市が交付する納入通知書で、指定の金融機関において一括で納付して下さい。

⑫所有権の移転登記

- 所有権は、売買代金の支払いが完了し、宇陀市がそれを確認したときに移転します。所有権の移転に要する登録免許税その他の費用は、落札者の負担とします。

⑬引渡し

- 所有権の移転後、売買物件を現状有姿のまま引き渡します。

⑭建物等の解体撤去

- 売買物件の引渡しを受けた日から起算して2年以内に、建物（地下構造物を除く。）等を解体撤去してください。なお、建物の解体撤去が完了しないときは、宇陀市は、売買契約締結の日から5年間、売買物件の買戻しを行うことができません。

目 次

令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札の入札物件	1
----------------------------------	---

令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札の流れ

① 入札参加の申込み	2
② 質問の受付及び現地説明会	4
③ 入札保証金の納付	5
④ 入札書の郵送	6
⑤ 開札会	7
⑥ 落札者の決定	7
⑦ 入札結果の公表	7
⑧ 契約保証金の納付・売買契約の締結	8
⑨ 売買代金の納付	8
⑩ 所有権の移転登記	8
⑪ 用途制限	9
⑫ 建物等の解体撤去	9
⑬ 買戻特約等	9
⑭ その他の注意事項	10

令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札要項	11
-------------------------------	----

建物解体条件付き市有地売買契約書（案）	20
---------------------	----

物件調書	27
------	----

様式

①建物解体条件付き市有地売払一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書 （様式1）	40
②誓約書（様式2）	42
③受付確認表（様式3）	44
④委任状（※代理入札をする場合）（様式4）	45
⑤入札行為にかかる同意書（※申込者又は共同入札者が未成年者の場合のみ）（様式5）	46
⑥質問書（様式6）	47
⑦入札書（様式7）	48
⑧開札会傍聴申込書（様式8）	49
⑨土地使用承諾書（様式9）	50

様式記載例	51
-------	----

令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札の入札物件

＜物件番号1＞

土地

所在	地番	地目	面積	
			公簿面積	実測面積
宇陀市大字陀出新	1 8 3 7 番 1	宅地	1 7 8 . 3 2 m ²	1 7 8 . 3 2 m ²

建物（解体及び撤去対象物件）

主たる建物の表示

所在	宇陀市大字陀出新 1 8 3 7 番地	家屋番号	1 8 3 7 番
種類	事務所・居宅	構造	木造瓦葺 2 階建
床面積	1 階 8 8 . 2 3 m ² 2 階 2 7 . 3 8 m ²		

附属建物の表示

符号	1		
種類	物置	構造	木造スレート葺平家建
床面積	2 . 4 3 m ²		

- 注1．入札物件には、上記土地及び建物に現存する付帯設備、備品類等（上記土地に現存する宇陀市所有の街路灯及び街路灯に引き込んでいる各種配線並びに自治会所有の掲示板を除く。）を含みます。
- 注2．入札物件は現状有姿のままの引渡しとなります。
- 注3．入札物件の地下埋設物調査、土壌汚染状況調査、地盤調査及び地質調査は実施していません。
- 注4．原則、現場説明会に参加してください。不参加の場合は、各自で現場の確認をして下さい。
- 注5．入札物件の用途及び制限等に十分ご注意下さい。
- 注6．入札物件のうち建物（地下構造物を除く。）は落札者において解体及び撤去（以下「解体撤去」という。）することを契約の条件とします。（詳細は、9 ページ「⑫建物等の解体撤去」を参照）
- 注7．入札物件の土地に現存する自治会所有の掲示板は、落札者において解体撤去することを契約の条件とします。なお、宇陀市において当該自治会から解体撤去の承諾を得ています。（詳細は、9 ページ「⑫建物等の解体撤去」を参照）
- 注8．入札物件の土地に現存する宇陀市所有の街路灯の存置のため、宇陀市に対して入札物件の無償による使用について同意すること、及び当該街路灯に引き込んでいる各種配線の存置のため、当該各種配線の所有者に対して入札物件の使用について同意することを契約の条件とします。（詳細は、10 ページ「⑭その他の注意事項」を参照）

最低入札価格

3, 7 8 5, 7 0 0 円

入札保証金

3 7 8, 5 7 0 円

開札会

日時 令和7年3月19日（水） 午後1時30分

場所 宇陀市役所 本庁舎3階 312会議室（宇陀市榛原下井足17番地の3）

令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札の流れ

①入札参加の申込み

■申込書の配布 ※本入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

○配布期間 令和7年2月3日（月）から令和7年2月21日（金）まで
（土・日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

○配布場所 宇陀市役所 本庁舎3階 行政経営課（宇陀市榛原下井足17番地の3）
各地域事務所 地域市民課

※宇陀市公式ホームページからもダウンロードできます。

URL <https://www.city.uda.nara.jp/g-keiei/r7siyuuzaisannyuusatu.html>



■申込資格

- 本入札には、参加資格を満たす方であれば、個人、法人問わずどなたでも参加していただけます。
- 2人以上の共同名義で参加することもできます。
- 次に該当する方は、本入札に参加することができません。

（申込みのできない方）

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する方
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当し、その事実があった日から2年間が経過しない方
3. 入札物件の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方
4. 市（区町村）税を滞納している方
5. 次のいずれかに該当する方
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方
 - エ 入札物件を暴力団の事務所、公の秩序又は善良な風俗に反するもの、社会通念上不適切と認められるもの、その他これらに類するものの用に供しようとする方
 - オ 自己または自社の経営に暴力団または暴力団員が実質的に関与している方
 - カ 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用等している方
 - キ 暴力団または暴力団員に対し資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している方
 - ク 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している方
 - ケ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している方
 - コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている方
 - サ アからコまでに該当する方の依頼を受けて入札に参加しようとする方
6. 本入札にかかる公告、要項及び宇陀市が定める本入札に関連する諸規定の内容を承諾せず、遵守できない方

■申込方法

次のとおり、申込に必要な書類を受付期間内に郵送（簡易書留）又は持参により提出してください。

【申込に必要な書類】

5 1 ページからの「記載例」を参照し、必要事項をもれなく記入して下さい。

1. 建物解体条件付き市有地売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式 1）

※個人は実印を、法人は登録印をそれぞれ押印して下さい。

2. 誓約書（様式 2）
3. 受付確認表（様式 3）
4. 印鑑登録証明書（法人にあつては印鑑証明書） 1 通

※共同名義の場合は、共同者各本人の印鑑登録証明書が必要です。

※開札日を基準として 3 ヶ月以内に発行されたもの

5. 住民票抄本（法人にあつては代表者事項証明書） 1 通

※開札日を基準として 3 ヶ月以内に発行されたもの

6. 市（区町村）税納税証明書（※滞納のない証明） 1 通

※発行日が令和 7 年 2 月 3 日（月）以降のもの

7. 委任状（※代理入札をする場合）（様式 4）

8. 入札行為にかかる同意書（※申込者又は共同入札者が未成年者の場合のみ）（様式 5）

9. 返送用切手 6 2 0 円分（※入札参加許可証等を送付させていただきます。）

【申込受付期間】

令和 7 年 2 月 3 日（月）から 令和 7 年 2 月 2 1 日（金）午後 5 時まで（※郵送の場合は消印有効）

【提出方法】

申込書類の提出方法は郵送と持参の 2 通りがあります。

○郵送で提出する場合

1. 必ず簡易書留により提出して下さい。（※郵送した証明を残していただくためです。）
2. 必ず返送用切手 6 2 0 円分を同封して下さい。（※入札参加許可証等を送付させていただきます。）（送付先）

〒 6 3 3 - 0 2 9 2

宇陀市榛原下井足 1 7 番地の 3 宇陀市役所市長公室行政経営課 市有地売却一般競争入札担当 宛

○持参して提出する場合

1. 必ず返送用切手 6 2 0 円分を持参して下さい。（※入札参加許可証等を送付させていただきます。）（提出先）

宇陀市役所 本庁舎 3 階 行政経営課（宇陀市榛原下井足 1 7 番地の 3）

【注意事項】

1. 次のいずれかに該当する申込みは受付できませんので、ご注意ください。

ア 申込受付期間（消印有効）を過ぎて、宇陀市に郵送により到達したもの、又は持参により提出されたもの

イ 申込に必要な書類が不足しているもの

ウ 申込書、誓約書の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの（ただし、宇陀市が指定する期間内に必要な訂正をしたものは除く。）

2. 一度提出された書類は、いかなる理由にかかわらず、一切返却できません。

②質問の受付及び現地説明会

■質問の受付

入札物件について質問がある場合は、令和7年2月14日（金）までに、質問書（様式6）に必要事項を記入のうえ、下記メールアドレスまで、又は持参により提出してください。

回答は令和7年2月18日（火）に宇陀市公式ホームページにまとめて掲載します。

- メールにより提出する場合
（提出先メールアドレス）

g-keiei@city.uda.lg.jp

- 持参して提出する場合
（提出先）

宇陀市役所 本庁舎3階 行政経営課（宇陀市榛原下井足17番地の3）

■現地説明会

- 日時 令和7年2月12日（水） 午前10時

- 場所 宇陀市大宇陀出新1837番1（入札物件所在地）

- その他 参加申込は不要です。参加を希望する方は上記日時に現地に集合してください。（雨天決行）

【注意事項】

1. 現地説明会は原則参加してください。不参加の場合は現地説明における各種事項について、全て了知されているものとみなします。なお、不参加であっても、入札の参加資格等には一切関係ありません。
2. 本要領（令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札実施要領）を必ず持参してください。
3. 入札物件内に駐車場は設けていません。公共交通機関等をご利用の上お越しください。
4. 午前10時30分においても参加希望者が現れない場合は、当該時刻をもって現地説明を終了します。

③入札保証金の納付

■入札参加許可書等の送付

申込書等を受領後、書類審査の上、参加資格が認められたときは、令和7年3月6日（木）までに下記の書類を郵送します。

1. 入札の案内文書
2. 入札参加許可証
3. 入札書（様式7）
4. 入札保証金納入通知書
5. 市指定入札専用封筒

■入札保証金

上記4の入札保証金納入通知書を用いて、次のとおり、期限内に指定金融機関又は収納代理金融機関で納付して下さい。

【入札保証金納付期限】 令和7年3月11日（火）

【宇陀市指定金融機関】 南都銀行

【宇陀市収納代理金融機関】 あいち銀行 三十三銀行 大和信用金庫 奈良信用金庫
奈良中央信用金庫 奈良県農業協同組合

※金融機関の合併等により、上記の納付場所が変更になる場合がありますのでご注意ください。

1. 入札に参加される方には、事前に入札保証金を納付していただきます。
2. 入札保証金の額は最低入札価格の100分の10に相当する金額となります。
3. 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、指定された口座に振り込むことにより還付します。
還付する入札保証金には、利子は付しません。
4. 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ充当します。なお、契約保証金は、売買代金の残金の納付を宇陀市が確認したときに、売買代金に充当します。
5. 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札要項第3条に該当する者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金（契約保証金）は還付されませんので、ご注意下さい。

④入札書の郵送

※持参、ファックス及び電子メールによる入札書の提出は認められません。

③で市から郵送された入札の案内文書に従い、市指定入札専用封筒に必要事項を記入し、下記２点の書類を同封して封緘封印の上、期限までに郵送（簡易書留）により提出して下さい。

- １．入札書（様式７）（※必要事項及び金額を正確に記入し、押印して下さい。）
- ２．入札保証金納付済領収書の写し

【入札書到着期限】

令和７年３月１９日（水）正午 大和榛原郵便局に到着のこと

【提出方法】

- １．必ず、市指定入札専用封筒を利用ください。
- ２．必ず、令和７年３月１０日（月）以降に、最寄りの郵便局から、大和榛原郵便局留で郵送（簡易書留）により提出して下さい。（※郵送した証明を残していただくためです。）
なお、令和７年３月１０日（月）より前に郵送（簡易書留）されると、大和榛原郵便局留の保管期間を過ぎてしまい、お手元に返送される可能性がありますのでご注意ください。

【注意事項】

- １．市から郵送された入札の案内文書を熟読の上、入札書及び市指定入札専用封筒の作成をしてください。
- ２．入札書及び市指定入札専用封筒への記入は、黒又は青のボールペンにより記入してください。（消えるものは不可）
- ３．入札書（５９ページ参照）には、入札者の住所・氏名（法人の場合は、その所在地・名称及び代表者氏名）を記入のうえ、必ず個人は実印、法人は登録印を押印して下さい。
- ４．入札書への金額の記入には、アラビア数字（０、１、２、３・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の金額を正確に記入して下さい。
- ５．入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- ６．郵送済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
ア 入札参加資格を有しない者がした入札
イ 令和６年度第１回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札要項第９条に定める入札書によらない入札
ウ 令和６年度第１回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札要項第１０条の規定に反する入札
エ 入札保証金を納付していない者の入札
オ 入札者の記名、押印がない入札書による入札
カ 入札者が１人で２枚以上の入札をした場合におけるその全部の入札
キ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分の記載事項が識別しがたい入札
ク 入札金額を訂正した入札
ケ 本入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
コ 本入札に関する公告、要項及び宇陀市が定める本入札に関連する諸規定に違反した入札

⑤開札会

○日時 令和7年3月19日（水） 午後1時30分

○場所 宇陀市役所 本庁舎3階 312会議室（宇陀市榛原下井足17番地の3）

（※場合により時間・場所が変更となることがあります。）

【注意事項】

1. 市の指定する者を立ち合わせます。
2. 入札参加者の開札会の立会いは自由です。立ち会いする場合は入札参加許可証を持参してください。
なお、入札参加者の代理の方が立ち会いする場合は委任状が必要です。
3. 開札会当日の受付は、開札開始時刻の30分前から行います。
4. 開札開始時刻になりますと、開札会場を閉鎖します。開札開始時刻までに、開札会場にお越し下さい。遅れて来られた方は、開札会に立会いすることができませんのでご注意ください。
5. 入札参加者以外の一般市民の方も事前に申込みをいただくことで傍聴が可能です。傍聴を希望される場合は、令和7年3月18日（火）午後5時までに、開札会傍聴申込書（様式8）を提出してください。定員は10名とし、定員に達し次第、申込を締め切ります。

（提出先）

宇陀市役所 本庁舎3階 行政経営課（宇陀市榛原下井足17番地の3）

※その他傍聴に当たっての詳細は令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札要項をご覧ください。

⑥落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

1. 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、事前に公表している宇陀市が定めた最低入札価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者が落札者となります。
2. 上記1に該当する者が2人以上あるときは、開札後行うくじ引きにより決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。なお、くじ引きに該当する入札者が開札会に不参加の場合は、後日、宇陀市が通知する日にくじ引きを行います。
3. 開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは最高入札金額を、入札者にお知らせします。
4. 本入札については、最低入札価格を事前に公表していますので、開札の結果、落札者がいない場合でも再度の入札は行いません。

⑦入札結果の公表

落札物件については、その内容（物件所在地、数量、落札者（個人にあつては「個人」と記載、法人にあつてはその名称）、落札金額）を公表いたします。

⑧契約保証金の納付・売買契約の締結

■契約保証金の納付

売買契約の締結と同時に、契約保証金（売払金額の100分の10に相当する金額）の納付を行ってください。ただし、入札保証金を、全額、契約保証金に充当しますので、実際には入札保証金との差額のみの納付となります。

■売買契約の締結

○日時 令和7年3月24日（月）から令和7年3月28日（金）までの間

○場所 宇陀市役所 本庁舎3階 行政経営課（宇陀市榛原下井足17番地の3）

（※場所は変更になることがあります。）

○必要書類等 個人の場合・・・実印、住民票抄本1通、印鑑登録証明書1通

法人の場合・・・代表者の登録印、代表者事項証明書1通、印鑑証明書1通

共同名義の場合・・・申込者及び共同者全員の実印、住民票抄本各1通、印鑑登録証明書各1通

（※契約締結日を基準として3ヶ月以内に発行されたものに限りします。）

【注意事項】

1. 売買契約は建物解体条件付き市有地売買契約書（案）（20ページ参照）により締結します。
2. 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結して下さい。
3. 共同名義で参加した場合は、必ず「共同者全員」の名義で締結して下さい。
4. 契約に要する印紙税その他の費用は、落札者の負担とします。

⑨売買代金の納付

落札者は、売買契約締結の日から30日以内に、宇陀市が発行する納入通知書により、売買代金を一括で納付して下さい。（契約保証金は売買代金に充当しますので、納入通知書に記載の金額は、契約金額と納付済の契約保証金との差額となります。）

【注意事項】

1. 売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除のうえ、契約保証金は宇陀市に帰属し、返還いたしません。

⑩所有権の移転登記

落札物件の所有権は、売買代金の支払いを完了し、宇陀市がそれを確認したときに移転します。

所有権移転登記の手続きは、落札物件の所有権が移転した後に宇陀市が行いますので、所有権移転登記に必要な書類を提出してください。

【注意事項】

1. 所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は落札者の負担とします。
2. 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
3. 所有権移転登記と同時に買戻特約の登記を行います。

⑪用途制限

1. 落札者は、落札物件を次の用途に供することができません。
 - ア 暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
 - イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途
 - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物及びこれに類する物を処理するための用途
 - オ アからエまでに定めるもののほか、地域の街づくり及び住環境保全等から乖離した用途
2. 落札者は、第三者に対して落札物件の所有権の移転をするときは、当該第三者に対して、上記1の用途の制限に定める義務を書面により承継させ、当該義務に違反する使用をさせてはなりません。
3. 落札者は、第三者に対して落札物件に使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して、上記1の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。

⑫建物等の解体撤去

1. 落札者において、落札物件の引渡しを受けた日から起算して2年以内に、建物（地下構造物を除く。）を解体撤去してください。建物に現存する付帯設備、備品類等も、落札者において処分してください。
2. 落札者は建物（地下構造物を除く。）の解体撤去の完了後、速やかに書面により宇陀市に報告し、落札者と宇陀市の双方が現地立合いの上、解体撤去を確認するものとします。
3. 入札物件の土地に現存する自治会所有の掲示板は入札物件には含まれませんが、宇陀市において掲示板の所有者の自治会に解体撤去の承諾を得ています。落札者において、落札物件の引渡しを受けた日から起算して2年以内に、建物と一緒に解体撤去してください。その後は上記2と同じ流れになります。
4. 入札物件の土地に現存する宇陀市所有の街路灯及び街路灯に引き込んでいる各種配線は入札物件には含まれません。解体撤去しないようご注意ください。

⑬買戻特約等

1. 所有権移転登記と同時に買戻特約の登記を行います。
2. 落札者が建物（地下構造物を除く。）の解体撤去をしないときは、市は買戻期間満了の日まで売買物件の買戻しをすることができることとし、その期間は売買契約締結の日から5年間とします。
3. 落札者が建物（地下構造物を除く。）の解体撤去をしないときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として徴収します。
4. 建物（地下構造物を除く。）の解体撤去が完了したときは、落札者の書面による申請により買戻特約の登記を抹消します。
5. 買戻特約の登記及び買戻権の抹消登記に要する費用は、落札者の負担とします。
6. 宇陀市が売買物件の買戻しを行うときは、落札者が支払った売買代金を返還します。この場合において、落札者が宇陀市に支払うべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺します。なお、返還する売買代金には利息を付しません。
7. 宇陀市が売買物件の買戻しを行うときは、落札者が支払った違約金及び売買物件に支出した有益費、必要費その他一切の費用は返還しません。

⑭その他の注意事項

1. 入札物件の引渡しは現状有姿のままで行います。必ず事前に現地を確認して下さい。(現状と物件調書が相違している場合は、現状を優先します。)
2. 入札物件の地下埋設物調査、土壌汚染状況調査、地盤調査及び地質調査は実施していません。このこと及び入札物件の地表及び地下に、建築物等基礎部分、ゴミ、ガラその他埋設物があった場合において、撤去及び処分等が必要なときは、落札者の負担になることを了承ください。土壌及び地盤に関して工事等が必要な場合も同様です。
3. 入札物件に越境物が存在する場合は、隣接土地所有者と協議し、落札者の責任において解決してください。
4. 落札者は、引渡し後の落札物件について責任をもって管理するとともに、隣接土地所有者、地元住民等と協議し、紛争が生じないように留意してください。また、紛争が生じた場合は落札者の責任において解決してください。
5. 落札物件の利用にあたっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令、宇陀市松山地区伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年宇陀市条例第94号）その他の条例等を遵守してください。
6. 落札者は、落札物件の引渡しを受けた日から起算して2年又は建物（地下構造物を除く。）及び掲示板のいずれもの解体撤去を宇陀市が確認した日のいずれか早い日までは、売買物件の所有権の移転はできません。
7. 落札者は、入札物件の土地に現存する宇陀市所有の街路灯の存置のため、宇陀市に対して落札物件の無償による使用について土地使用承諾書（様式9）により同意していただきます。
8. 落札者は、上記の街路灯に引き込んでいる各種配線の存置のため、当該各種配線の所有者に対して落札物件の使用について同意していただきます。
9. 落札者は、第三者に対して売買物件の所有権の移転をするときは、当該第三者に対して、上記7及び8の義務を書面により承継させなければなりません。
10. 落札者は、第三者に対して売買物件に使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して、上記7及び8の義務を書面により承継させなければなりません。
11. 売買契約の締結の時から落札物件の引渡しの時まで、宇陀市の責めに帰すことのできない事由により、落札物件が滅失し、又は毀損した場合は、その損失は落札者の負担となります。
12. 落札者は、売買物件が種類、品質、数量に関して売買契約の内容に適合しないことを理由として、落札の無効を主張し、契約の締結を拒み、又は売買契約の締結後に、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。
13. 落札者は、売買契約の締結後に、売買物件に地下埋設物、土壌汚染等が判明した場合又は地盤改良が必要と判明した場合においても、宇陀市に対して、撤去、処分、改良等の費用その他一切の費用の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。
14. 落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、落札物件の引渡しを受けた日から起算して2年間は、上記12及び13は適用しません。
15. その他契約の解除、違約金、損害賠償などは、建物解体条件付き市有地売買契約書（案）をご覧ください。

令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札要項

宇陀市は、広く一般に宇陀市有地を提供するため、次に定める令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札要項（以下「本要項」という。）に基づき、建物解体条件付き一般競争入札（以下「本件入札」という。）を行う。

【入札物件】

第1条 本要項により売払いをする宇陀市有地（以下「入札物件」という。）は、別掲「令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札の入札物件」のとおりとする。

【参加申込み】

第2条 入札物件の入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、建物解体条件付き市有地売払一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式1）、誓約書（様式2）に必要書類を添えて、所定の期日までに郵送（簡易書留）又は持参により申し込まなければならない。

【入札参加資格を有しない者】

第3条 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当し、その事実があった日から2年間に経過しない者
- (3) 入札物件の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者
- (4) 市区町村税を滞納している者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 入札物件を暴力団の事務所、公の秩序又は善良な風俗に反するもの、社会通念上不適切と認められるもの、その他これらに類するものの用に供しようとする者
 - オ 自己または自社の経営に暴力団または暴力団員が実質的に関与している者
 - カ 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用等している者
 - キ 暴力団または暴力団員に対し資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的又

は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

ク 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者

ケ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者

サ アからコまでに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 本件入札にかかる公告、本要項及び宇陀市が定める本件入札に関連する諸規定の内容を承諾せず、遵守できない方

【留意事項】

第４条 入札希望者は、本要項、物件調書、建物解体条件付き市有地売買契約書（案）の各条項及び宇陀市が定める本件入札に関連する諸規定並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札しなければならない。

２ 入札保証金及び契約保証金の納付並びに売買代金において使用する通貨は、日本国通貨に限る。

３ 入札物件の諸規制等については、物件調書を参照し、入札希望者が必ず各自で確認を行うものとする。

４ 入札物件について、地下埋設物調査、土壌汚染状況調査、地盤調査及び地質調査等は実施しない。

５ 入札者は、前項の内容及び入札物件の地表及び地下に、建築工作物等の基礎部分、ゴミ、ガラその他埋設物があった場合において、撤去及び処分等が必要なときは、入札者の負担になることを了承した上で買い受けるものとする。土壌及び地盤に関して工事等が必要な場合も同様とする。これらは契約不適合に該当しない。

６ 入札物件について、越境物が存在する場合は、隣接土地所有者との協議など全て入札者の責任において解決し、本市は関与しない。

７ 落札者は、落札物件（第１８条に規定する落札物件をいう。以下この条において同じ。）を次の各号の用途に供してはならない。

(1) 暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第４条第２項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物及びこれに類する物を処理するための用途
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域の街づくり及び住環境保全等から乖離した用途
- 8 落札者は、第三者に対して落札物件の所有権の移転をするときは、当該第三者に対して前項各号の用途の制限に定める義務を書面により承継させ、当該義務に違反する使用をさせてはならない。
- 9 落札者は、第三者に対して落札物件に使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第7項各号の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- 10 落札者は、落札物件の引渡しを受けた日から起算して2年以内に、落札物件のうち建物（地下構造物を除く。）を解体撤去しなければならない。建物（地下構造物を除く。）の解体撤去が完了した後は、速やかに本市に書面により報告し、双方が現地立会いの上、解体撤去を確認する。
- 11 落札者は、落札物件の土地に現存する自治会所有の掲示板を解体撤去しなければならない。その期限、手続等については建物の解体撤去の場合と同様とする。なお、本市において掲示板の所有者の自治会に解体撤去の承諾を得ている。
- 12 落札者は、落札物件の引渡しを受けた日から起算して2年又は本市が建物（地下構造物を除く。）及び自治会所有の掲示板のいずれもについて解体撤去の確認をした日のいずれか早い日までは、落札物件の所有権の移転をしてはならない。
- 13 本市は、第7項から第11項までの履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、落札者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、落札者は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
- 14 第28条に定める所有権移転登記と同時に買戻特約の登記を行い、落札者が落札物件のうち建物（地下構造物を除く。）の解体撤去をしないときは、本市は、第23条の規定に定める売買契約の締結の日から5年間、本件物件の買戻しをすることができる。
- 15 建物（地下構造物を除く。）の解体撤去が完了したときは、落札者の書面による申請により、買戻特約の登記を抹消する。
- 16 買戻特約の登記及び買戻権の抹消登記に必要な費用は、落札者の負担とする。
- 17 本市が落札物件の買戻しをしたことにより、落札者又は第三者に損害が生じても、本市はその責任を負わない。
- 18 落札者は、入札物件の土地に現存する本市所有の街路灯の存置のため、第23条の規定に定める売買契約の締結と同時に、本市に対して、落札物件の無償による使用を書面により承諾しなければならない。
- 19 落札者は、街路灯に引き込んでいる入札物件に現存する各種配線の存置のため、第23条の規定に定める売買契約の締結後も、当該各種配線の所有者に対して、落札物件の使

用を承諾しなければならない。

20 落札者は、第三者に対して落札物件の所有権の移転をするときは、当該第三者に対して、前2項の義務を書面により承継させなければならない。

21 落札者は、第三者に対して落札物件に使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して、第18項及び第19項の義務を書面により承継させなければならない。

22 落札者は、引渡し後の落札物件について責任をもって管理するとともに、隣接土地所有者、地元住民等と協調し、紛争が生じないように留意し、紛争が生じた場合は当事者間において解決しなければならない。

23 落札物件の利用にあたっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令、宇陀市松山地区伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年宇陀市条例第94号）その他の条例等を遵守しなければならない。

【現地説明】

第5条 現地説明は、令和7年2月12日（水）午前10時から、入札物件の所在地において行う。

2 現地説明の参加申込は不要とし、参加を希望する者は前項に規定する日時に現地に集合しなければならない。この場合において、午前10時30分においても参加希望者が現れない場合は、当該時刻をもって現地説明を終了するものとする。

【入札の方法】

第6条 入札の方法は、郵送（簡易書留）による郵便入札とする。

【入札保証金】

第7条 入札を行う者（以下「入札者」という。）は、入札前の指定する期日までに、入札保証金として、最低入札価格の100分の10に相当する金額を、入札参加申込み後に本市から交付を受けた納入通知書により本市指定口座に振り込まなければならない。

【委任状】

第8条 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状（様式4）を提出しなければならない。

【入札書の書き方】

第9条 入札書（様式7）には、入札金額、物件番号、入札物件の所在地、入札者の住所（所在）及び氏名（名称）を記入の上、入札者本人の印鑑を押印するものとする。この場合において、その印鑑は落札し、契約する場合に用いる印鑑とする。

- 2 入札金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「〒」を付け、入札物件の金額を記入しなければならない。

【入札書の送り方及び送付期日】

第10条 入札者は、前条の規定により記入、押印した入札書及び入札保証金納付済領収書の写しを本市が指定する入札専用封筒に封緘封印し、入札書到着期限までに、大和榛原郵便局に到着するように簡易書留により郵送しなければならない。

【入札書の書換え禁止等】

第11条 入札者は、いかなる理由があっても、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

【入札の無効事由】

第12条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条に定める入札参加資格を有しない者がした入札
- (2) 第9条に定める入札書によらない入札
- (3) 第10条の規定に反する入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札者の記名、押印がない入札書による入札
- (6) 入札者が1人で2枚以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分の記載事項が識別しがたい入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) 本件入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (10) 本件入札に関する公告、本要項及び本市が定める本件入札に関連する諸規定に違反した入札

【開札会】

第13条 開札会は、令和7年3月19日（水）午後1時30分から、宇陀市役所本庁舎の会議室にて行う。

- 2 開札会の受付は開札開始時刻の30分前から行う。
- 3 開札開始時刻に開札会場を閉鎖し、当該時刻までに入場していない者は開札に立ち会うことができない。
- 4 開札会は、本市の指定した者を立ち会いさせて行う。
- 5 入札者は、入札参加許可証の提示があるときは、開札会に立ち会うことができる。

【開札会の傍聴】

- 第14条 開札会において開札事務を執行するに際しては傍聴席を設け、傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）の開札会場への立入りを認めることができる。
- 2 傍聴席の定員は、10名とする。ただし、当該定員により難しいときは、定員をその都度定めることができる。
- 3 傍聴希望者は、開札会傍聴申込書（様式8）により、開札会の前日午後5時までに、入札物件ごとに持参により申し込まなければならない。
- 4 前項の規定により開札会傍聴申込を受けた場合、開札会傍聴申込書の到達順に傍聴人として承認し、当該傍聴人に通知する。ただし、第2項の定員に達し次第、申込を締め切るものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、開札会を傍聴することはできない。
- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
 - (4) 拡声器、ラジオ、ファクシミリ装置、無線機、写真機、撮影機、電子計算機等を所持している者。ただし、通信、録画、撮影、機器入力等を行うことについて、あらかじめ許可を得た者は除く。
 - (5) 前各号に定める者のほか、開札を妨害し、人に迷惑を及ぼすと認められる者又は開札事務従事者の指示に従わない者
- 6 傍聴人は、開札事務従事者の指示に従うとともに、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 開札事務従事者及び開札立会人と接触しないこと。
 - (2) 開札の執行、経過及び結果について言動しないこと。
 - (3) 談論等騒ぎ立てないこと。
 - (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (5) 示威的行為をしないこと。
 - (6) 飲食及び喫煙をしないこと。
 - (7) 前各号に定める事項のほか、開札の秩序を乱し、又は開札事務執行の妨害となるような行為をしないこと。
- 7 開札事務従事者は、傍聴人が本要項に違反するときは、これを制止し、かつその命令に従わないときは、これを退場させることができる。

【落札者の決定】

- 第15条 落札者の決定は、次の方法によるものとする。
- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本市が定めた最低入札価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場

合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

【入札結果の発表】

第16条 開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは最高入札金額を、入札者に知らせるものとする。

【再度の入札】

第17条 入札物件の開札の結果、最高入札価格が本市が定めた最低入札価格に達しないときは、入札を打ち切り、再度の入札は行わない。

2 入札者は、前項の入札の打ち切りに対して異議を申し立てることはできない。

【入札結果の公表】

第18条 落札した物件（以下「落札物件」という。）については、その内容（物件所在地、数量、落札者（個人にあつては「個人」と記載、法人にあつてはその名称）、落札金額）を公表するものとする。

【開札事務の執行の延期又は中止等】

第19条 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することができる。

3 入札物件は、諸般の事情等により、申込受付期間内の入札を中止することができる。

【入札保証金の還付等】

第20条 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後、あらかじめ入札者が建物解体条件付き市有地売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式1）により指定した銀行等の預金口座に振り込む。

2 落札者の入札保証金は、第23条に定める売買契約の締結と同時に、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当する。

【入札保証金の帰属】

第21条 落札者が第23条に定める期日までに契約を締結しないとき（落札後、第3条に該当する者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は宇陀市契約規則（平成18年宇陀市規則第44号）第13条の2第1項の規定により本市に帰属する。

【危険負担及び契約不適合責任】

第22条 第23条に定める売買契約の締結の時から落札物件の引渡しの時までにおいて、落札物件が本市の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

2 落札者は、落札物件が種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、落札の無効を主張し、契約の締結を拒み、又は第23条に定める売買契約の締結後、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

3 落札者は、第23条に定める売買契約の締結後、落札物件に地下埋設物、土壌汚染等が判明した場合又は地盤改良が必要と判明した場合においても、本市に対して、撤去、処分、改良等の費用その他一切の費用の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

4 落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、落札物件の引渡しを受けた日から起算して2年間は、第2項及び前項の規定は適用しない。

【契約の締結】

第23条 本市と落札者との売買契約は、令和7年3月28日（金）までに、宇陀市役所本庁舎において、建物解体条件付き市有地売買契約書（案）により締結する。

【契約保証金（差額）の納付】

第24条 落札者は、前条に定める売買契約の締結と同時に、契約保証金として、売買代金の100分の10に相当する金額と、第20条第2項の規定により契約保証金に充当した入札保証金の差額に相当する金額を、本市から交付を受けた納入通知書により本市指定口座に振り込まなければならない。

【売買代金の残金の納付】

第25条 落札者は、契約締結日から30日以内に、売買代金の残金（落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金及び差額として契約時に納付した金額）を除いた金額）を、本市から交付を受けた納入通知書により本市指定口座に一括で振り込まなければならない。

【契約保証金の充当】

第26条 契約保証金は、売買代金の残金支払時に、売買代金へ充当する。

【契約保証金の帰属】

第27条 落札者が売買代金の残金の支払をしないときその他売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除されたときは、契約保証金は宇陀市契約規則第30項第1項の規定により本市に帰属する。

【所有権の移転時期】

第28条 落札物件の所有権は、売買代金の残金の納付を本市が確認した時に移転する。

- 2 落札物件は、現状有姿のまま引き渡す。
- 3 物件調書と現状が相違している場合は、現状を優先とする。
- 4 共有の場合は、共有持分に応じて所有権を移転する。
- 5 第1項の規定により落札物件の所有権が移転した後、本市は速やかに所有権移転の登記を行うものとし、共有の場合は持分に応じた持分登記によることとする。

【所有権移転登記前の譲渡制限】

第29条 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

【公租公課等】

第30条 落札物件の所有権移転に要する登録免許税その他の費用及び所有権の移転が完了した日以降の公租公課その他の費用は、落札者の負担とする。

【その他】

第31条 市長は、第3条第5号に規定する要件について、警察との密接な連携のもと情報提供など積極的な協力を要請及び当該情報の確認をおこなうことができる。

【遵守事項】

第32条 入札者は、本要項のほか、本市が指示する入札方法等の事項を遵守しなければならない。

建物解体条件付き市有地売買契約書(案)

売主 宇陀市（以下「甲」という。）と買主 _____（以下「乙」という。）は、令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札要項及び同実施要領の記載内容を了承の上、次の条項により、売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する末尾「物件の表示」に記載の土地及び建物並びにその所有するこれらに現存する付帯設備、備品類等（街路灯を除く。）（以下「本件物件」という。）を、次条記載の売買代金をもって乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金■■■■■■■■円とする。

（契約保証金）

第4条 本契約にかかる契約保証金は、金○○○○○○円とする。

- 2 乙は、事前に納付した入札保証金、金378,570円を、本契約の締結と同時に、契約保証金として充当することにつき同意する。
- 3 乙は、本契約の締結と同時に、第1項と前項の金額の差額、金△△△△△円を甲の指定する方法で、甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 5 第1項の契約保証金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金から、前条第1項に定める契約保証金を控除した額を、本契約の締結の日から30日以内に、甲の指定する方法で、甲に支払わなければならない。

- 2 乙が前項に定める金額の支払いを完了し、甲がそれを確認した時に、乙は前条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当する旨を申し出るものとし、甲はこの申し出を異議なく承諾する。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第6条 本件物件の所有権は、乙が第3条に定める売買代金の支払いを完了し、甲がそれを確認したときに、乙に移転するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により本件物件の所有権が移転した後、速やかに、甲に対して、登記に必要な書類を添えて所有権の移転登記を請求する。
- 3 甲は、前項の請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託する。
- 4 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(本件物件の引渡し)

第7条 甲は、本件物件の所有権が移転した後、直ちに本件物件を現状有姿のまま乙に引き渡す。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに本件物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(容認事項)

第8条 甲は、本件物件について、地下埋設物調査、土壌汚染状況調査、地盤調査及び地質調査等を実施しない。

2 乙は、前項の内容及び本件物件の地表及び地下に、建築物等基礎部分、ゴミ、ガラその他埋設物があった場合において、撤去及び処分等が必要なときは、乙の負担になることを了承した上で買い受けるものとする。土壌及び地盤に関して工事等が必要な場合も同様とする。

3 前項は、第11条に規定する契約不適合に該当しない。

(越境物の調整等)

第9条 乙は、本件物件について越境物が存在する場合は、隣接土地所有者と協議し、乙の責任において解決するものとし、甲は紛争については関与しない。

(危険負担)

第10条 本契約の締結の時から本件物件の引渡しの時までにおいて、本件物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約の締結後、本件物件が種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、甲に対して、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 乙は、本契約の締結後、本件物件に地下埋設物、土壌汚染等が判明した場合又は地盤改良が必要と判明した場合においても、甲に対して、撤去、処分、改良等の費用その他一切の費用の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

3 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、第7条の規定により甲から本件物件の引渡しを受けた日から起算して2年間は、第1項及び前項の規定は適用しない。

(建物の解体及び撤去)

第12条 乙は、第7条の規定により甲から本件物件の引渡しを受けた日から起算して2年以内に、本件物件のうち末尾「物件の表示」に記載の建物（地下構造物を除く。）について解体及び撤去（以下「解体撤去」という。）するものとする。

2 乙は、天災その他やむを得ない事由により、前項に規定する期限の延長を必要とする場合には、事前に理由を付した書面をもって、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、建物（地下構造物を除く。）の解体撤去が完了した後、速やかに、甲に解体撤去の完了を書面により報告するものとし、双方が現地立会いの上、解体撤去を確認するものとする。

(掲示板の解体及び撤去)

第13条 乙は、本件物件に現存する自治会所有の掲示板を解体撤去するものとし、当該解体撤去の期限、手続等については建物の解体撤去の場合と同様とする。

(用途制限及びその承継義務等)

第14条 乙は、本件物件の用途を、次の各号に定める用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物及びこれに類する物を処理するための用途
 - (5) 前各号に定めるもののほか、地域の街づくり及び住環境保全等から乖離した用途
- 2 乙は、第三者に対して本件物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、当該第三者に対して、前項各号の用途の制限に定める義務を書面により承継させ、当該義務に違反する使用をさせてはならない。
- 3 乙は、第三者に対して本件物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して、第1項各号の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(引渡し後の乙の管理責任)

第15条 乙は、第7条の規定により甲から本件物件の引渡しを受けた日以降、周辺の環境を損なうことのないよう責任をもって本件物件の善良な管理に努めるとともに、隣接土地所有者、地元住民等と協調し、紛争が生じないように留意しなければならない。この場合において、いかなる紛争についても当事者間で解決するものとする。

(所有権の移転の制限)

第16条 乙は、第7条の規定により甲から本件物件の引渡しを受けた日から起算して2年又は第12条第3項及び第13条の規定により甲が建物（地下構造物を除く。）及び自治会所有の掲示板のいずれも解体撤去の確認をした日のいずれか早い日までは、本件物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。

(実地調査等)

第17条 甲は、第12条、第13条及び第14条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(使用の承諾等)

第18条 乙は、本件物件に現存する甲の所有する街路灯の存置のため、本契約の締結と同時に、甲に対して、本件物件の無償による使用を書面により承諾しなければならない。

2 乙は、前項の街路灯に引き込んでいる本件物件に現存する各種配線の存置のため、本契約の締結後も、当該各種配線の所有者に対して、本件物件の使用を承諾しなければならない。

3 乙は、第三者に対して本件物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、当該第三者に対して、前2項に定める義務を書面により承継させなければならない。

4 乙は、第三者に対して本件物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して、第1項及び第2項に定める義務を書面により承継させなければならない。

(違約金)

第19条 乙は、第12条、第13条、第14条、第16条及び前条に定める義務に違反したときは、甲に対して、第3条に定める売買代金の100分の30に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく、第17条に定める義務に違反して調査に協力しなかったときは、甲に対して、第3条に定める売買代金の100分の10に相当する額の違約金を支払わなければならない。

3 前2項の規定により算出した違約金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて計算する。

4 第1項及び第2項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻しの特約)

第20条 甲は、乙が第12条に定める義務に違反した場合には、本件物件の買戻しをすることができる。

2 前項に基づき、甲が本件物件の買戻しをしたことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

(買戻特約の登記)

第21条 甲及び乙は、本契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行う。この場合において、乙は、当該登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

2 買戻しできる期間は、本契約の締結の日から5年間とする。

3 買戻特約の登記に要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、買戻権を行使したときは、速やかに買戻しを原因とする所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合において、乙は、甲に当該登記に必要な書類等を速やかに提出しなければならない。

5 甲は、第12条に定める解体撤去が完了したときは、乙からの書面による申請により、第1項の登記を抹消するものとする。

6 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における本件物件の所有者の負担とする。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告を要しないで本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める各条項に違反したとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、乙に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 2 前項各号の規定により本契約を解除したときは、乙が納付した契約保証金は宇陀市に帰属する。
- 3 本条の定めにより甲が本契約を解除したことにより乙に損害を与えたとしても、乙は甲に損害賠償を請求できない。

(返還金等)

- 第23条 甲は、前条の規定により解除権を行使したとき、又は第20条の規定により買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、解除権を行使した場合で、第5条第2項の定めにより契約保証金を売買代金の一部に充当したときは、甲は受領済みの売買代金から契約保証金相当額を控除した金額を返還する。
- 2 返還する売買代金には利息を付さない。

(乙の原状回復義務)

- 第24条 乙は、甲が第22条の規定により解除権を行使したとき、又は甲が第20条の規定により買戻権を行使したときは、甲の指定する期日までに、乙の負担において、本件物件の所有権行使を妨げる権利関係を全て抹消の上、甲から引渡しを受けたときの状態（以下「原状」という。）に復して返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 前項本文の規定により乙が本件物件を原状に復すべき場合において、乙が原状に復さないで返還したため甲が乙に代わりこれを行ったときは、その費用は乙の負担とし、乙は甲の指定する方法により甲に支払う。

(有益費等請求権の放棄)

- 第25条 乙は、甲が第22条の規定により解除権を行使したとき、又は甲が第20条の規定により買戻権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が本件物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

- 第26条 乙が本契約に定める義務を履行しないため、甲が損害を受けたときは、甲はその損害賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

- 第27条 甲は、本契約の規定により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

- 第28条 本件物件に係る公租公課その他の費用で所有権の移転が完了した日以降の原因に係るものは、乙の負担とする。

(契約等の費用負担)

- 第29条 本契約の締結に要する印紙税その他の費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第30条 乙は、本件物件の法令等の規制を熟知の上、本契約を締結したものであることを確認し、本件物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第31条 本契約に関して裁判上の紛争が生じたときは、奈良地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第32条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

氏 名 宇陀市長 金 剛 一 智 ㊟

乙 住 所

氏 名 ㊟

物 件 の 表 示

1 土地

所在	地番	地目	面積	
			公簿面積	実測面積
宇陀市大宇陀出新	1 8 3 7 番 1	宅地	1 7 8 . 3 2 m ²	1 7 8 . 3 2 m ²

2 建物（解体及び撤去対象物件）

主たる建物の表示

所在	宇陀市大宇陀出新 1 8 3 7 番地	家屋番号	1 8 3 7 番
種類	事務所・居宅	構造	木造瓦葺 2 階建
床面積	1 階 8 8 . 2 3 m ² 2 階 2 7 . 3 8 m ²		

附属建物の表示

符号	1		
種類	物置	構造	木造スレート葺平家建
床面積	2 . 4 3 m ²		

物 件 調 書

(物件番号 1)

- この物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。
- 法令等による制限については、物件調書に記載されているほかにも土地利用等により必要となる場合があります。
- 土地利用に必要となる接道条件については、関係機関と十分協議してください。
- 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。

物 件 調 書 （物件番号 1）

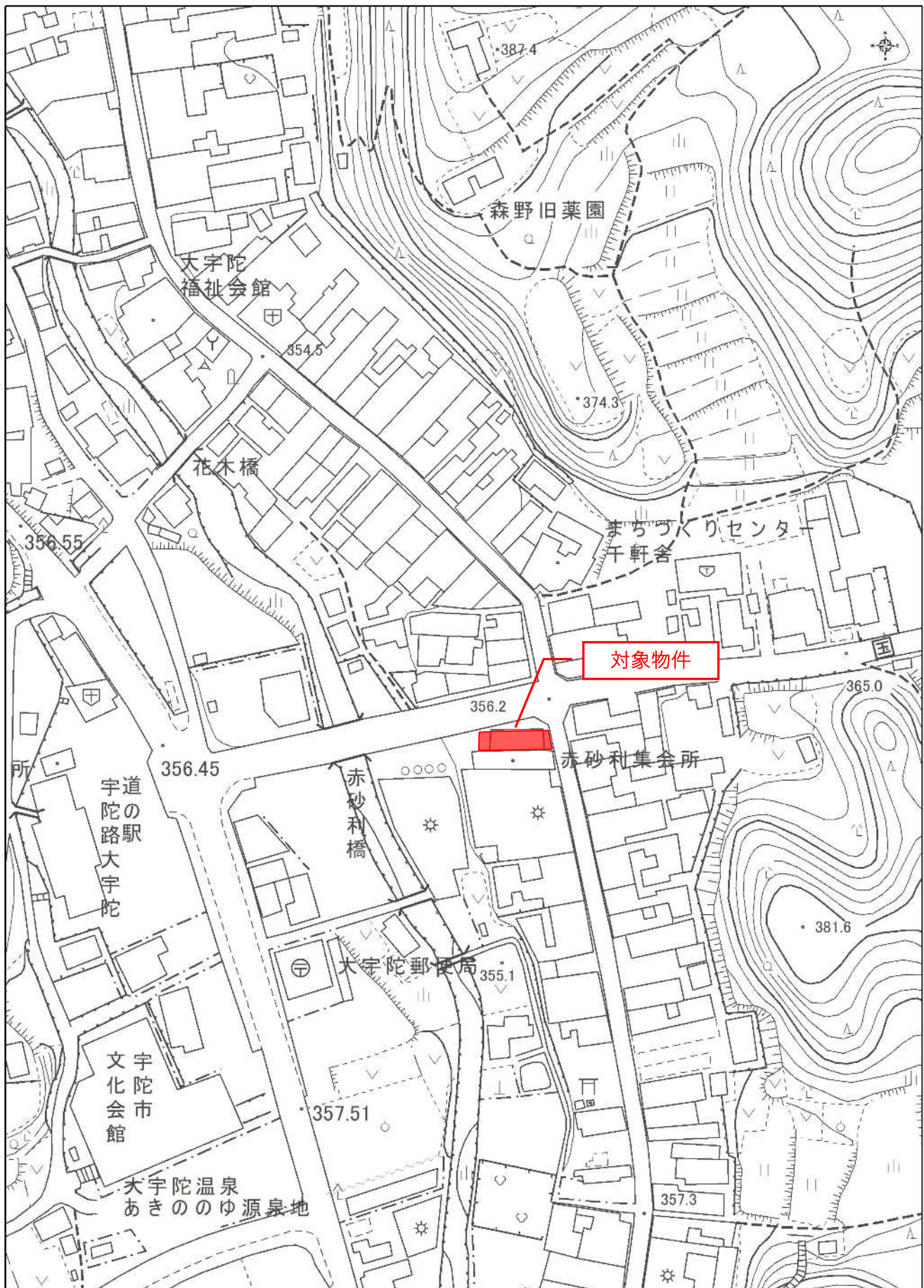
所 在 地		宇陀市大宇陀出新 1 8 3 7 番 1				
1 土地の概要						
地 積	登 記 簿	1 7 8 . 3 2 m ²		登 記 地 目	登 記 簿	宅地
	実 測	1 7 8 . 3 2 m ²			現 況	宅地
接 面 道 路 の 状 況		北側 国道 1 6 6 号 幅員約 1 1 . 0 m 東側 市道赤砂利万六線 幅員約 5 . 2 m				
法 令 等 に よ る 制 限		・都市計画区域、市街化区域 ・第一種住居地域 建ぺい率 6 0 % / 容積率 2 0 0 % ・松山伝統的建造物群保存地区 ・埋蔵文化財包蔵地 ・居住誘導区域 ・建築基準法 22 条区域 等				
供 給 処 理 施 設 の 状 況	区 分	利用可能な施設		配管等の状況		
	電 気	関西電力送配電(株)		引込可		
	ガ ス	L P ガス				
	上 水 道	宇陀市水道局		引込可		
	下 水 道	宇陀市下水道課		引込可		
交 通 機 関	鉄 道	近鉄大阪線 榛原駅 約 7.5 km				
	バ ス	奈良交通バス停「大宇陀」 約 150m				
備 考		※現状変更行為を行う場合は、宇陀市松山地区伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 1 8 年宇陀市条例第 9 4 号）に基づき、あらかじめ宇陀市教育委員会に申請の上許可を受ける必要があります。行為後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものである必要がありますので、計画の前に宇陀市文化財課に相談してください。 ※周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施しようとする場合は、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）に基づき事前に届出・通知することが義務付けられています。計画の前に関係機関にてご確認ください。 ※現状有姿での引渡しとなります。現状と物件調書が相違している場合は、現状が優先します。				
2 建物の概要（解体及び撤去対象物件）						
不 動 産 登 記 簿 記 載 事 項	所 在	宇陀市大宇陀出新 1 8 3 7 番地				
	家 屋 番 号	1 8 3 7 番				
	種 類	（主）事務所・居宅 （附 1）物置				
	構 造	（主）木造瓦葺 2 階建 （附 1）木造スレート葺平家建				
	床 面 積	（主）1 階 8 8 . 2 3 m ² 2 階 2 7 . 3 8 m ² （附 1）2 . 4 3 m ²				
	所 有 者	宇陀市				
備 考		※昭和 42 年に関西電力株式会社の事務所住宅として建築				

	※平成4年12月に関西電力株式会社より宇陀市（旧大字陀町）が売買により取得し、出新自治会が赤砂利集会所として使用 ※令和6年3月に集会所として使用が終了し、以降未利用 ※令和6年10月 境界確認、地積更正完了 ※建築確認済証及び検査済証の記録はありません。 ※物件調書に添付している建物図面以外の図面はありません。 ※現状有姿での引渡しとなります。現状と物件調書が相違している場合は、現状が優先します。
そ の 他 特 記 事 項	1. 建物等の解体撤去 ・落札者において、落札物件の引渡しを受けた日から起算して2年以内に、建物（地下構造物を除く。）を解体撤去してください。建物に現存する付帯設備、備品類、附属工作物等も、落札者において処分してください。 ・入札物件の土地に現存する自治会所有の掲示板は入札物件には含まれませんが、宇陀市において掲示板の所有者の自治会に解体撤去の承諾を得ています。落札者において、落札物件の引渡しを受けた日から起算して2年以内に、建物と一緒に解体撤去してください。 ・入札物件の土地に現存する宇陀市所有の街路灯及び街路灯に引き込んでいる各種配線は入札物件には含まれません。解体撤去しないようにご注意ください。 2. アスベスト含有建材の調査 ・外壁仕上材、下地材およびジュラク壁（裏玄関）の3検体についてアスベスト調査を実施し、非含有であることを確認しています。 ・調査結果は提供可能です。 ・調査範囲のほかにアスベスト含有建材が使用されている可能性があります。 ・建物の解体撤去の際には、落札者の費用負担でアスベスト含有建材等の調査を行ったうえ、関係法令を遵守して作業を実施してください。これらの作業に伴い追加費用が発生しても、市は一切責任を負わず、落札者は市に対して何らの請求もできません。 3. 地下埋設物調査、土壤汚染状況調査、地盤調査及び地質調査 ・地下埋設物調査、土壤汚染状況調査、地盤調査及び地質調査は実施していません。 ・敷地内に井戸等が存置している可能性がありますが、詳細は不明です。 ・地下埋設物や土壤汚染の有無を厳密に判定するためには、落札者において調査を実施する必要があります。当該調査の結果、地下埋設物や土壤汚染が判明した場合又は地盤改良が必要と判明した場合においても、甲に対して、撤去、処分、改良等の費用その他一切の費用の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

	4. 街路灯及び各種配線、自治会掲示板 ・敷地内に現存する宇陀市所有の街路灯及び街路灯に引き込んでいる各種配線は入札物件には含まれていません。 ・落札者は、入札物件の土地に現存する宇陀市所有の街路灯の存置のため、宇陀市に対して入札物件の無償による使用について土地使用承諾書（様式9）により同意していただきます。 ・落札者は、上記の街路灯に引き込んでいる各種配線の存置のため、当該各種配線の所有者に対して入札物件の使用について同意していただきます。 5. 除草等の費用負担、隣接者等との調整 ・現状での引渡しのため、除草及びそれにかかる費用負担について、市は対応しません。 ・隣接土地所有者、地域住民等との土地利用に関する調整等及び越境物に関する隣接土地所有者との協議などは全て落札者が行うものとし、これらについて市は対応しません。 6. その他 ・上記記載事項も含め、売買物件が種類・品質・数量に関して契約の内容に適合しないものであるときも、市は落札者に対して一切責任を負いません。また、落札者は市に対して何らの請求もできないほか、契約の解除をすることもできません。
最低入札価格	3,785,700円

* 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

位置図



地積測量図

地積測量図

地番 1837-1

土地の所在 宇陀市大宇陀出新

求積表

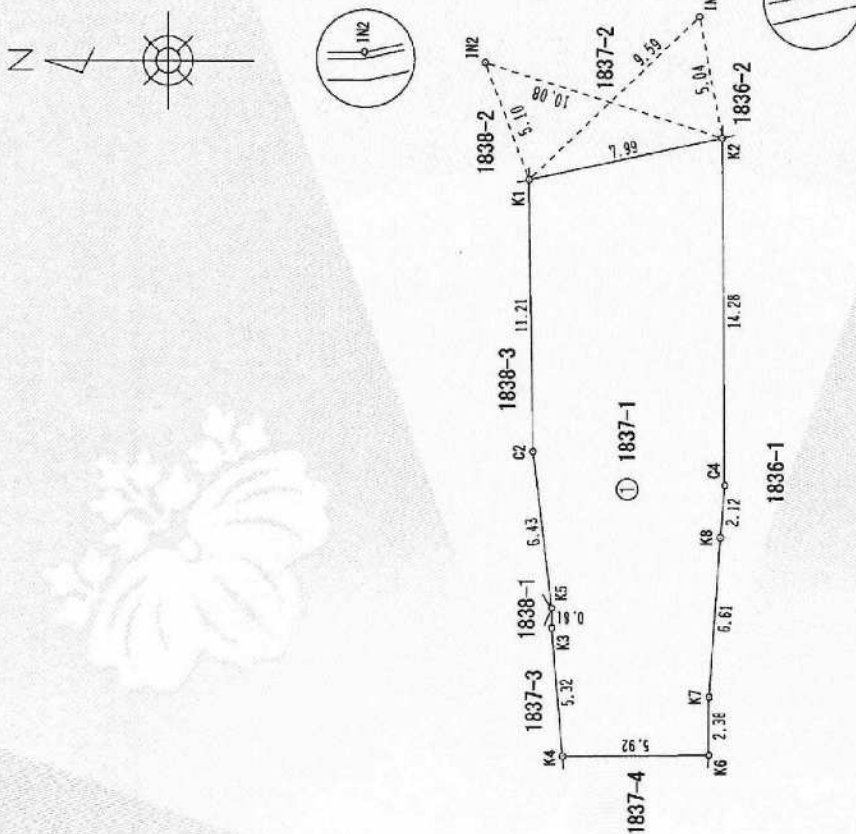
地番	① 1837-1	X_n	Y_n	$X_{n+1} - Y_{n+1}$	距離	地種
N0		-169022.634	-6070.798	2184279.499182	11.21	アルミプレート
K1		-169022.780	-6082.016	2976660.178580	6.43	コンクリート杭
C2		-169023.531	-6088.409	1217983.564386	0.81	アルミプレート
K3		-169023.524	-6089.222	1034065.919532	5.32	アルミプレート
K4		-169023.953	-6094.527	888777.944874	5.92	アルミプレート
K6		-169029.874	-6094.480	-411249.683442	2.38	金属板
K7		-169029.888	-6092.094	-1518733.543580	6.61	金属板
K8		-169030.352	-6085.495	-1473944.689440	2.12	金属板
C4		-169030.541	-6083.374	-2772438.932482	14.28	コンクリート杭
K2		-169030.449	-6089.093	-2125726.926624	7.99	アルミプレート
合計				-356.649814		
合計面積				178.3249070		

地番	面積
① 1837-1	178.3249070 m ²

測量年月日	令和6年 8月26日
座標系	Ⅶ系

基準点網図

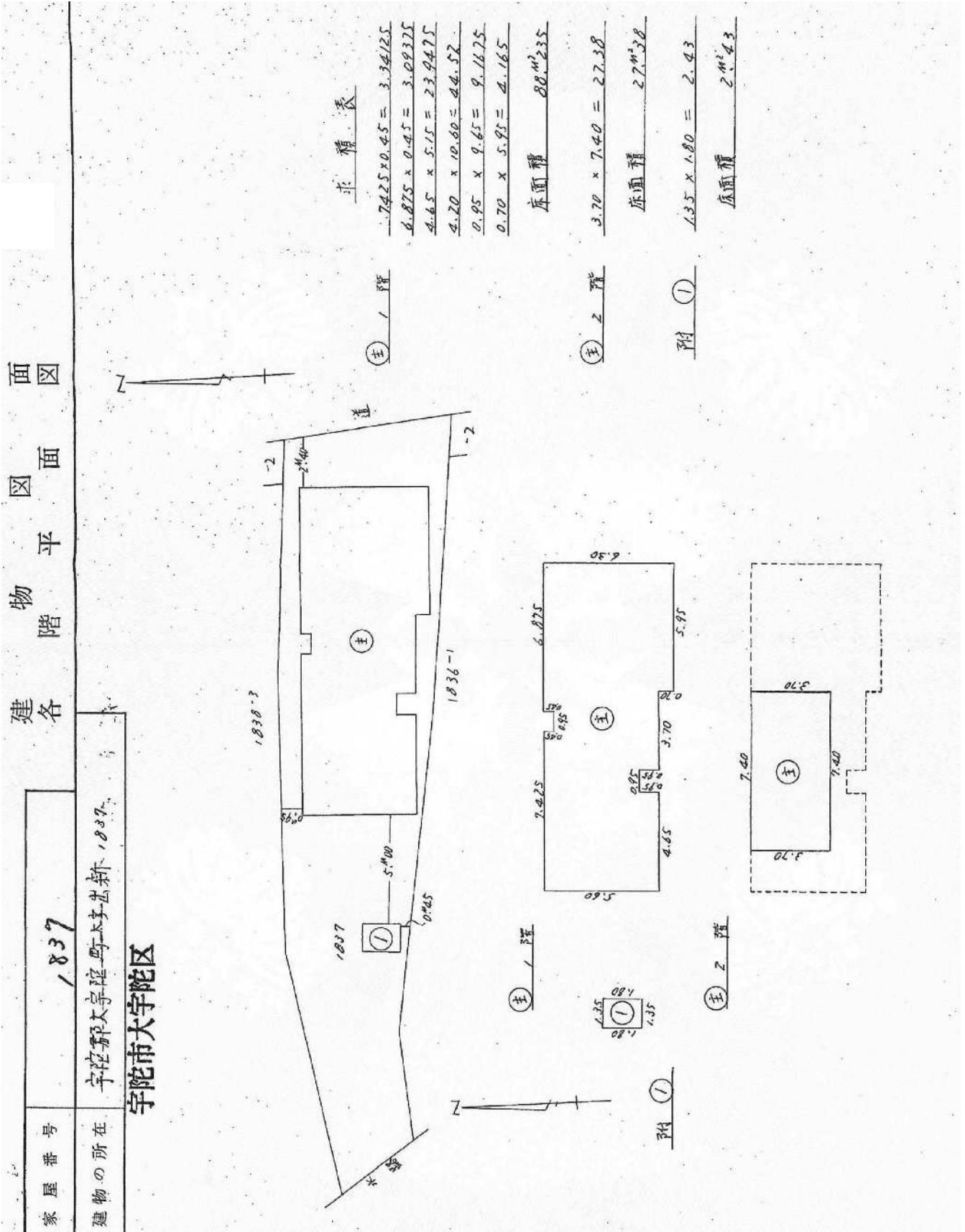
S=1:500



点名	X座標	Y座標	標高
INI	-169029.530	-6064.131	金属板
IN2	-169020.848	-6066.020	金属板
MA-2	-169017.196	-6170.329	金属板 (奈良県設置基準点)
TF5	-169020.073	-6071.052	金属板 (宇陀市設置基準点)
MA-2A	-169021.791	-6095.099	金属板
TF5A	-169029.719	-6064.738	金属板

※当該図面は参考資料であり、縮尺等は正確ではありません。

建物図面



※当該図面は参考資料であり、縮尺等は正確ではありません。

現地写真



No. 1

建物外観



No. 2

建物外観



No. 3

建物外観



No. 4

附属建物外観



No. 5

街路灯



No. 6

自治会掲示板



No. 7

建物内部



No. 8

建物内部



No. 9

建物内部



No. 10

建物内部



No. 11

建物内部



No. 12

建物内部



No. 13

建物内部



No. 14

建物内部



No. 15

建物内部



No. 16

建物内部



No. 17

建物内部



No. 18

建物内部

建物解体条件付き市有地売却一般競争入札参加申込書

(兼 入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書)

宇陀市長 金剛 一智 様

令和 年 月 日

建物解体条件付き市有地売却一般競争入札参加申込書

申込者	住 所	
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者氏名)	(印)
	電話番号	

※印鑑登録した印鑑で押印して下さい。

※法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者氏名を記入し、法人の代表者印を押印ください。

共同 入札者 1	住 所	
	(ふりがな) 氏 名	(印)
共同 入札者 2	住 所	
	(ふりがな) 氏 名	(印)

※共同入札者が3人を超える場合は、別紙(任意様式)にて一覧にして下さい。

宇陀市が売却する下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る建物解体条件付き市有地売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【添付書類】

1. 誓約書 1通
2. 受付確認表 1通
3. 印鑑登録証明書(法人にあっては印鑑証明書) 1通
4. 住民票抄本(法人にあっては代表者事項証明書) 1通
5. 市(区町村)税納税証明書(※滞納のない証明) 1通
6. 委任状(代理入札をする場合)
7. 入札行為にかかる同意書(申込者又は共同入札者が未成年者の場合のみ)

記

物件番号	1		入札保証金＊	378,570円
物件の所在地	土地	宇陀市大宇陀出新1837番1		
	建物	宇陀市大宇陀出新1837番地		
入札保証金納付方法	宇陀市指定の金融機関へ振込			

※入札保証金については、申込者が落札した場合、宇陀市において、契約と同時に契約保証金として取り扱うために必要な事務処理を行います。また、契約書に定める金額の納付を宇陀市が確認したときに、申込者は、契約保証金を売買代金の一部に充当する旨を宇陀市に対して申し出るものとし、宇陀市は当該充当に必要な事務処理を行います。以上について、異議なく同意いたします。

※共同入札を行う場合は、申込者の欄に代表して入札手続を行う者についての必要事項を記入し、共同入札者の欄に申込者以外の共同入札者の必要事項を記入して下さい。

※宇陀市から入札保証金納入通知書を送付しますので、期日までに入金をお願いします。

- 裏面へ続く -

入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

入札保証金につき、返還事由が生じた場合、本件入札物件に係る入札保証金 （金 3 7 8, 5 7 0 円） の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座に返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に 4 週間程度で返還されることに異議はありません。

入札保証金の 返還請求者	住 所	〒
	ふりがな	
	氏 名 （法人名及び代表者氏名）	

（返還先口座情報）

振込先金融機関 : _____（銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫）

支店（支所）名 : _____（支店・支所）

預 金 種 別 : 普 通 ・ 当 座

口 座 番 号 : _____

（フリガナ）

口 座 名 義 人 : _____

誓 約 書（暴力団等の排除に関する誓約書）

（共同入札を行う場合には、他の共同入札者全員の同意を得て、代表して以下を誓約いたします。）

今般、貴市の建物解体条件付き市有地売却一般競争入札に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、令和 6 年度第 1 回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札要項及び貴市における本件入札にかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

なお、入札参加資格の確認のため必要があると認めるときは、申込者（法人の場合は役員などを含む。）について、貴市が奈良県警察本部に照会することに同意します。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者ではありません。
- 2 私は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号に該当する者で、その事実があった日から 2 年間を経過しない者ではありません。
- 3 私は、入札物件の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者ではありません。
- 4 市（区町村）税を滞納している者ではありません。
- 5 私は、次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）
 - (2) 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）
 - (3) 暴力団及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 入札物件を暴力団の事務所、公の秩序または善良な風俗に反するもの、社会通念上不適切と認められるもの、その他これらに類するものの用に供しようとする者
 - (5) 自己または自社の経営に暴力団または暴力団員が実質的に関与している者
 - (6) 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用などしている者
 - (7) 暴力団または暴力団員に対し資金などを提供し、または便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (8) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - (9) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員または構成員となっている者
 - (11) (1) から (10) までに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- 裏面へ続く -

6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

7 私が物件を落札した場合は、次の用途には供しません。

- (1) 暴対法第2条第2号から第6号までに定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員または構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものにかかわる用途
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物及びこれに類する物を処理するための用途
- (5) このほか、地域の街づくりや住環境保全等から乖離した用途

8 私は、貴市の市有地売却にかかわる「建物解体条件付き市有地売却一般競争入札公告書」、「建物解体条件付き市有地売却一般競争入札要項」「建物解体条件付き市有地売却一般競争入札実施要領」、「建物解体条件付き市有地売却契約書」等の各条項を熟覧し、入札説明などを傾聴し、これらについて全て承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

以上を誓約いたします。

令和 年 月 日

宇陀市長 金剛 一智 様

申込者 住所（所在地） 〒

氏 名

印

受 付 確 認 表

【入札参加申込 提出物一覧表】

	提出を必要とする書類	申込者 確認欄	個人	法人	備考
1	様式1 建物解体条件付き市有地売払一般競争入札参加申込書 (兼 入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書)		●	●	
2	様式2 誓約書		●	●	
3	様式3 受付確認表（この用紙）		●	●	
4	印鑑登録証明書（個人）※原本 印鑑証明書（法人）※原本		●	●	
5	住民票抄本 ※原本		●		
6	代表者事項証明書 ※原本			●	
7	市（区町村）税納税証明書 ※原本 ※滞納のない証明		●	●	
8	様式4 委任状 ※代理入札をする場合のみ		△	△	
9	様式5 入札行為にかかる同意書 ※未成年者のみ ※戸籍謄本及び親権者の印鑑 登録証明書が必要		△		
10	返送用切手（620円分）		●	●	

●のついた書類は必ず、△のついた書類は該当する方のみご提出ください。

（注）

1. 入札参加資格の有無については、申込書類を宇陀市で審査した後、入札参加許可証（入札参加不許可証）を送付いたします。不許可の場合は、入札に参加することはできません。
2. 上記の提出を必要とする書類に不備がある場合、電話連絡しますので至急送付してください。送付がない場合は、入札に参加することができません。
3. 印鑑登録証明書、印鑑証明書、住民票抄本、代表者事項証明書は、開札日を基準として3ヶ月以内に発行されたもの、市（区町村）税納税証明書は、発行日が令和7年2月3日（月）以降のものに限ります。
4. 申込受付後においても、追加で問い合わせを行い、資料提出をお願いする場合があります。
5. 提出いただいた書類は返却できません。

氏名（法人名）		受付番号 受付日	
代表者氏名 ※法人のみ記入		※宇陀市 記載欄	
電話番号			

委 任 状

令和 年 月 日

宇陀市長 金剛 一智 様

委任者（入札者）

住 所 ： 〒

氏 名 ： _____ 印

電 話 番 号 ： () —

携 帯 電 話 ：

受任者（代理入札者）

住 所 ： 〒

氏 名 ： _____ 印

電 話 番 号 ： () —

携 帯 電 話 ：

委任事項

令和 7 年 2 月 3 日に入札参加申込の受付を開始した令和 6 年度第 1 回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札に関する

1. 令和 6 年度第 1 回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札に関する一切の権限
2. 上記入札に関わる入札保証金及び契約保証金の納付、充当の申し出、受領に関する一切の権限

（添付書類）

- ・受任者（代理入札者）の住民票抄本（法人の場合は代表者事項証明書）及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） …各 1 通

（記載にあたっての注意事項）

- ・印鑑は、個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を使用してください。
- ・受任者が法人の場合は、氏名又は住所欄に、法人名及び代表者氏名を併記してください。

入札行為にかかる同意書

この度、_____が、宇陀市が実施する、令和 7 年 2 月 3 日に入札参加申込を開始した令和 6 年度第 1 回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札に入札を行うこと、並びに落札した場合に、売買契約及びその他付随する一切の行為を行うことに同意します。

令和 年 月 日

法定代理人

住 所 : _____

氏 名 : _____ (印)

住 所 : _____

氏 名 : _____ (印)

【記載上の注意】

1. 法定代理人が親権者の場合は、全ての親権者の署名押印をお願いします。
押印は、印鑑登録証明書と同じ印でお願いいたします。
2. 同意書には、次の書面を添付して下さい。
 - (1) 未成年者の戸籍謄本（未成年者と父母が記載されているものであって、開札日を基準として 3 ヶ月以内のもの。）
 - (2) 親権者の印鑑登録証明書（開札日を基準として 3 ヶ月以内のもの）
3. 親権者が不在で、後見人が選任されている場合は、同意書は後見人が記載してください。提出書類は、2 の（1）に加えて、（2）の代わりに、後見人の印鑑登録証明書を提出してください。（いずれも、開札日を基準として 3 ヶ月以内のもの）

質 問 書

宇陀市長 金剛 一智 様

令和 年 月 日

令和 6 年度第 1 回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札に関して、質問がありますので、
下記のとおり提出いたします。

質問者	住 所	
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者名)	⑩
	電話番号	
	メールアドレス	

番号	質 問	
	要領・様式の箇所等	内 容
質問 1		
質問 2		
質問 3		

※質問の行が足りない場合は、用紙を複写して記入してください。

入 札 書

- ・金額はアラビア数字とすること。
- ・訂正しないこと。
- ・初めの数字の頭に¥をいれること。

金 額	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

ただし、令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札 物件番号1 (土地：大字陀出新1837番1、建物：大字陀出新1837番地) の金額。

上記の通り、貴市の市有地売払いにかかわる建物解体条件付き市有地売払一般競争入札公告書、建物解体条件付き市有地売払一般競争入札要項、建物解体条件付き市有地売払一般競争入札実施要領、建物解体条件付き市有地売買契約書の各条項を承知の上、入札します。

(入札日)

令和 年 月 日

宇陀市長 金剛 一智 様

入 札 者

住 所

(所在地)

氏 名



(法人名及び代表者氏名)

代 理 入 札 者

住 所

(所在地)

氏 名



(注)黒又は青の万年筆又はボールペンにより記入すること。(消えるものは不可)

開札会傍聴申込書

令和 年 月 日

宇陀市長 金剛 一智 様

（申込者）住 所
氏 名
電話番号
FAX番号

下記にかかわる建物解体条件付き市有地売却一般競争入札の開札会傍聴を申し込みます。

記

- 1 物件番号 1
2 開札日時 令和 7 年 3 月 1 9 日（水） 午後 1 時 3 0 分

開札会傍聴（承認・不承認）書

令和 年 月 日

住 所
氏 名 様

宇陀市長 金 剛 一 智
（公 印 省 略）

令和 7 年 3 月 1 9 日（水）午後 1 時 3 0 分開札の建物解体条件付き市有地売却一般競争入札開札会（物件番号 1）の傍聴申込につき、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 承認します。開札日時に本承認書持参の上、市役所本庁舎 3 階 3 1 2 会議室までお越し下さい。
2. 定員になりましたので傍聴できません。

土地使用承諾書

私が所有する土地を、下記のとおり使用することを承諾します。

記

土地の表示 末尾記載のとおり

使用目的 街路灯の設置及び維持管理のため

使用期間 街路灯が用途廃止されるまでの間

使用料 無償

特記事項

1. 街路灯の設置及び維持管理のための当該土地の立ち入りについて承諾する。
2. 街路灯が設置されている土地の所有権を第三者に譲渡し、又は当該土地について制限物件その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合、土地所有者は譲渡人その他新たに権利を取得することとなる者に対し、この土地使用承諾書記載の条件を全て承継させること。
3. 市の都合により街路灯の補修・移転等を要する場合は、市は速やかにその旨を土地所有者に通知するものとし、補修・移転等の時期については双方協議の上決定するものとする。
4. 街路灯の補修・移転等に要する費用は市の負担とする。
5. 土地にかかる公租公課は、土地所有者の負担とする。
6. 街路灯の用途を廃止した場合、市は原状に復したうえ、これを土地所有者に返還する。
7. この土地使用承諾書に記載のない事項その他疑義のある事項は、双方協議の上決定するものとする。
8. この土地使用承諾書の効力は、所有権移転が完了した日に発生する。

土地の表示

所在地	地目	地積
宇陀市大宇陀出新 1 8 3 7 番 1	宅地	1 7 8 . 3 2 m ²

令和 年 月 日

宇陀市長 金 剛 一 智 様

住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び
代表者氏名)

印

建物解体条件付き市有地売却一般競争入札参加申込書
(兼 入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書)

宇陀市長 金剛 一智 様

令和 年 月 日

申込書を提出、郵送する
日をご記入ください。

建物解体条件付き市有地売却一般競争入札参加申込書

申込者	住 所	奈良県宇陀市〇〇〇 1-2-3
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者氏名)	うだし たろう 宇陀市 太郎 (法人の場合) (株)〇〇産業 代表取締役 宇陀市 太郎
	電話番号	〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇

個人の場合は実印
法人の場合は代表者印

※印鑑登録した印鑑で押印して下さい。

※法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者氏名を記入し、法人の代表者印を押印ください。

共同 入札者 1	住 所		共同入札の場合は、全員の住所、 名前をご記入ください。 印鑑はすべて実印。 代表者を「申込者」欄に記載ください。
	(ふりがな) 氏 名		
共同 入札者 2	住 所		
	(ふりがな) 氏 名		

※共同入札者が3人を超える場合は、別紙（任意様式）にて一覧にして下さい。

宇陀市が売却する下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る建物解体条件付き市有地売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【添付書類】

1. 誓約書 1通
2. 受付確認表 1通
3. 印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書） 1通
4. 住民票抄本（法人にあっては代表者事項証明書） 1通
5. 市（区町村）税納税証明書（※滞納のない証明） 1通
6. 委任状（代理入札をする場合）
7. 入札行為にかかる同意書（申込者又は共同入札者が未成年者の場合のみ）

記

物件番号	1		入札保証金＊	378,570円
物件の所在地	土地	宇陀市大宇陀出新1837番1		
	建物	宇陀市大宇陀出新1837番地		
入札保証金納付方法	宇陀市指定の金融機関へ振込			

※入札保証金については、申込者が落札した場合、宇陀市において、契約と同時に契約保証金として取り扱うために必要な事務処理を行います。また、契約書に定める金額の納付を宇陀市が確認したときに、申込者は、契約保証金を売買代金の一部に充当する旨を宇陀市に対して申し出るものとし、宇陀市は当該充当に必要な事務処理を行います。以上について、異議なく同意いたします。

※共同入札を行う場合は、申込者の欄に代表して入札手続を行う者についての必要事項を記入し、共同入札者の欄に申込者以外の共同入札者の必要事項を記入して下さい。

※宇陀市から入札保証金納入通知書を送付しますので、期日までに入金をお願いします。

- 裏面へ続く -

入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

入札保証金につき、返還事由が生じた場合、本件入札物件に係る入札保証金 (金 3 7 8, 5 7 0 円) の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座に返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に 4 週間程度で返還されることに異議はありません。

入札保証金の 返還請求者	住 所	〒〇〇〇-〇〇 奈良県宇陀市〇〇〇1-2-3
	ふりがな	うだ たろう
	氏 名 (法人名及び代表者氏名)	宇陀市 太郎 印

(返還先口座情報)

振込先金融機関 : 〇〇〇〇〇〇 (銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫)

支店(支所)名 : 〇〇〇〇〇 (支店・支所)

預 金 種 別 : 普 通 ・ 当 座

口 座 番 号 : 〇〇〇〇〇〇

(フリガナ) ウダシ タロウ

口 座 名 義 人 : 宇陀市 太郎

誓約書（暴力団等の排除に関する誓約書）

（共同入札を行う場合には、他の共同入札者全員の同意を得て、代表して以下を誓約いたします。）

今般、貴市の建物解体条件付き市有地売却一般競争入札に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札要項及び貴市における本件入札にかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

なお、入札参加資格の確認のため必要があると認めるときは、申込者（法人の場合は役員などを含む。）について、貴市が奈良県警察本部に照会することに同意します。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者ではありません。
- 2 私は、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった日から2年間を経過しない者ではありません。
- 3 私は、入札物件の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者ではありません。
- 4 市（区町村）税を滞納している者ではありません。
- 5 私は、次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）
 - (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）
 - (3) 暴力団及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 入札物件を暴力団の事務所、公の秩序または善良な風俗に反するもの、社会通念上不適切と認められるもの、その他これらに類するものの用に供しようとする者
 - (5) 自己または自社の経営に暴力団または暴力団員が実質的に関与している者
 - (6) 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用などしている者
 - (7) 暴力団または暴力団員に対し資金などを提供し、または便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (8) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - (9) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員または構成員となっている者
 - (11) (1)から(10)までに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- 裏面へ続く -

6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

7 私が物件を落札した場合は、次の用途には供しません。

- (1) 暴対法第2条第2号から第6号までに定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員または構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものにかかわる用途
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物及びこれに類する物を処理するための用途
- (5) このほか、地域の街づくりや住環境保全等から乖離した用途

8 私は、貴市の市有地売払いにかかわる「建物解体条件付き市有地売払一般競争入札公告書」、「建物解体条件付き市有地売払一般競争入札要項」「建物解体条件付き市有地売払一般競争入札実施要領」、「建物解体条件付き市有地売買契約書」等の各条項を熟覧し、入札説明などを傾聴し、これらについて全て承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

以上を誓約いたします。

申込書を提出、郵送する日をご記入ください。

令和 年 月 日

宇陀市長 金剛 一智 様

申込者 住所（所在地） 〒 〇〇〇-〇〇

奈良県宇陀市 〇〇〇 1-2-3

共同入札の場合は、
代表者が全員を代表して誓約します。
(申込書に使用した印と同じものを使用)

氏 名

宇陀市 太郎

印

受付確認表

申込書類を提出する前に、申込者確認欄で
書類の提出漏れをチェックしてください。

【入札参加申込 提出物一覧表】

	提出を必要とする書類	申込者 確認欄	個人	法人	備考
1	様式1 建物解体条件付き市有地売払一般競争入札参加申込書 (兼 入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書)	✓	●	●	
2	様式2 誓約書	✓	●	●	
3	様式3 受付確認表 (この用紙)	✓	●	●	
4	印鑑登録証明書 (個人) ※原本 印鑑証明書 (法人) ※原本	✓	●	●	
5	住民票抄本 ※原本	✓	●		
6	代表者事項証明書 ※原本			●	
7	市 (区町村) 税納税証明書 ※原本 ※滞納のない証明	✓	●	●	
8	様式4 委任状 ※代理入札をする場合のみ		△	△	
9	様式5 入札行為にかかる同意書 ※未成年者のみ ※戸籍謄本及び親権者の印鑑 登録証明書が必要		△		
10	返送用切手 (620円分)	✓	●	●	

●のついた書類は必ず、△のついた書類は該当する方のみご提出ください。

(注)

1. 入札参加資格の有無については、申込書類を宇陀市で審査した後、入札参加許可証 (入札参加不許可証) を送付いたします。不許可の場合は、入札に参加することはできません。
2. 上記の提出を必要とする書類に不備がある場合、電話連絡しますので至急送付してください。送付がない場合は、入札に参加することができません。
3. 印鑑登録証明書、印鑑証明書、住民票抄本、代表者事項証明書は、開札日を基準として3ヶ月以内に発行されたもの、市 (区町村) 税納税証明書は、発行日が令和7年2月3日 (月) 以降のものに限ります。
4. 申込受付後においても、追加で問い合わせを行い、資料提出をお願いする場合があります。
5. 提出いただいた書類は返却できません。

氏名 (法人名)	宇陀市 太郎	受付番号 受付日	
代表者氏名 ※法人のみ記入		※宇陀市 記載欄	
電話番号	〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇		

委任状

申込書を提出、郵送する日をご記入ください。

令和 年 月 日

宇陀市長 金剛 一智 様

委任者(入札者)

住所：〒〇〇〇-〇〇

奈良県宇陀市〇〇〇1-2-3

申込者の名前をご記入ください。

(申込書と同じ印を使用してください。)

氏名：宇陀市 太郎

電話番号：(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

携帯電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受任者(代理入札者)

住所：〒〇〇〇-△△△△

奈良県宇陀市△△△3-5-6

入札者を代理して入札等を行う方の名前をご記入ください。

氏名：宇陀市 次郎

電話番号：(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

携帯電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

委任事項

令和7年2月3日に入札参加申込の受付を開始した令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札に関する

1. 令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札に関する一切の権限
2. 上記入札に関わる入札保証金及び契約保証金の納付、充当の申し出、受領に関する一切の権限

(添付書類)

- ・受任者(代理入札者)の住民票抄本(法人の場合は代表者事項証明書)及び印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書) …各1通

(記載にあたっての注意事項)

- ・印鑑は、個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を使用してください。
- ・受任者が法人の場合は、氏名又は住所欄に、法人名及び代表者氏名を併記してください。

入札行為にかかる同意書

この度、宇陀市 太郎 が、宇陀市が実施する、令和7年2月3日に入札参加申込を開始した令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売却一般競争入札に入札を行うこと、並びに落札した場合に、売買契約及びその他付随する一切の行為を行うことに同意します。

申込書を提出、郵送する日をご記入ください。

令和 年 月 日

法定代理人

住 所 : 奈良県宇陀市〇〇〇 1-2-3

氏 名 : 宇陀市 一郎 印

住 所 : 奈良県宇陀市〇〇〇 1-2-3

氏 名 : 宇陀市 花子 印

すべての親権者の署名押印をお願いします。

印鑑は実印を使用してください。

【記載上の注意】

1. 法定代理人が親権者の場合は、全ての親権者の署名押印をお願いします。
押印は、印鑑登録証明書と同じ印でお願いいたします。
2. 同意書には、次の書面を添付して下さい。
 - (1) 未成年者の戸籍謄本（未成年者と父母が記載されているものであって、開札日を基準として3ヶ月以内のもの。）
 - (2) 親権者の印鑑登録証明書（開札日を基準として3ヶ月以内のもの）
3. 親権者が不在で、後見人が選任されている場合は、同意書は後見人が記載してください。提出書類は、2の(1)に加えて、(2)の代わりに、後見人の印鑑登録証明書を提出してください。（いずれも、開札日を基準として3ヶ月以内のもの）

質 問 書

質問書提出日をご記入ください。

宇陀市長 金剛 一智 様

令和 年 月 日

令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札に関して、質問がありますので、下記のとおり提出いたします。

質問者	住 所	奈良県宇陀市〇〇〇 1-2-3
	(ふりがな) 氏 名 (法人名及び代表者名)	う だ し た ろ う 宇陀市 太郎 (印) (法人の場合) (株)〇〇産業 代表取締役 宇陀市 太郎
	電話番号	〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇
	メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇.jp

番号	質 問	
	要領・様式の箇所等	内 容
質問1	(例) 要領 〇〇頁 申込方法について	(例) 郵送で申込み書類を提出し、書類の不備があった としたら、修正提出する期間はいただけるのでし ょうか？
質問2		
質問3		

※質問の行が足りない場合は、用紙を複写して記入してください。

記入例 ※入札書は、申込受付後、参加許可者に対して郵送します。

様式 7 (建物解体条件付き市有地売払一般競争入札用)

入 札 書

- ・金額はアラビア数字とすること。
- ・訂正しないこと。
- ・初めの数字の頭に¥をいれること。

金 額	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	3	4	5	6	7

ただし、令和6年度第1回建物解体条件付き市有地売払一般競争入札 物件番号1（土地：大宇陀出新1837番1、建物：大宇陀出新1837番地）の金額。

上記の通り、貴市の市有地売払にかかわる建物解体条件付き市有地売払一般競争入札公告書、建物解体条件付き市有地売払一般競争入札要項、建物解体条件付き市有地売払一般競争入札実施要領、建物解体条件付き市有地売買契約書の各条項を承知の上、入札します。

(入札日)

令和 年 月 日

宇陀市長 金剛 一智 様

入 札 者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者氏名)

奈良県宇陀市〇〇〇1-2-3

宇陀市 太郎



代 理 入 札 者

住 所

(所在地)

氏 名

個人の場合は実印
法人の場合は代表者印

入札者を代理して入札等を行う方の氏名、住所
をご記入ください。



(注)黒又は青の万年筆又はボールペンにより記入すること。(消えるものは不可)

記入例 個人で申込む場合

開札会傍聴申込書

令和 年 月 日

宇陀市長 金剛 一智 様

(申込者) 住 所 奈良県宇陀市〇〇〇 1-2-3

氏 名 宇陀市 太郎

電話番号 〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇

下記にかかわる建物解体条件付き市有地売却一般競争入札の開札会傍聴を申し込みます。

記

- 1 物件番号 1
2 開札日時 令和 7 年 3 月 1 9 日 (水) 午後 1 時 3 0 分

承諾、不承諾の結果を
申込者へ通知いたします。

開札会傍聴 (承認・不承認) 書

令和 年 月 日

住 所
氏 名 様

宇陀市長 金 剛 一 智
(公 印 省 略)

令和 7 年 3 月 1 9 日 (水) 午後 1 時 3 0 分開札の建物解体条件付き市有地売却一般競争入札開札会 (物件番号 1) の傍聴申込につき、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 承認します。開札日時に本承認書持参の上、市役所本庁舎 3 階 3 1 2 会議室までお越し下さい。
2. 定員になりましたので傍聴できません。

土地使用承諾書

私が所有する土地を、下記のとおり使用することを承諾します。

記

土地の表示 末尾記載のとおり

使用目的 街路灯の設置及び維持管理のため

使用期間 街路灯が用途廃止されるまでの間

使用料 無償

特記事項

1. 街路灯の設置及び維持管理のための当該土地の立ち入りについて承諾する。
2. 街路灯が設置されている土地の所有権を第三者に譲渡し、又は当該土地について制限物件その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合、土地所有者は譲渡人その他新たに権利を取得することとなる者に対し、この土地使用承諾書記載の条件を全て承継させること。
3. 市の都合により街路灯の補修・移転等を要する場合は、市は速やかにその旨を土地所有者に通知するものとし、補修・移転等の時期については双方協議の上決定するものとする。
4. 街路灯の補修・移転等に要する費用は市の負担とする。
5. 土地にかかる公租公課は、土地所有者の負担とする。
6. 街路灯の用途を廃止した場合、市は原状に復したうえ、これを土地所有者に返還する。
7. この土地使用承諾書に記載のない事項その他疑義のある事項は、双方協議の上決定するものとする。
8. この土地使用承諾書の効力は、所有権移転が完了した日に発生する。

土地の表示

所在地	地目	地積
宇陀市大字陀出新1837番1	宅地	178.32㎡

令和 年 月 日

宇陀市長 金剛一智様

住所
(所在地)

氏名

(法人名及び
代表者氏名)

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名をご記入ください。

奈良県宇陀市〇〇〇1-2-3

宇陀市 太郎



個人の場合は実印
法人の場合は代表者印